様式第１８号（第２２条関係）

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給申請金額 | □産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産 | 円 |
| □産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産 | 円 |
| □直接支払制度を利用した出産で、差額が生じた場合 | （差額）　　　　　　　　　　　　 円 |
| 被保険者記号番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出産した被保険者 | 氏名 |  |
| 個人番号 | 　　　 | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 出産した年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日　生産・死産（妊娠経過期間　　週） |
| 出産児の氏名 |  |
| 出産した医療機関等 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 振込先口座 | 金融機関名 | 　　　　銀行・金庫・信組・農協　　　　　　　　　　　本店・支店 |
| 預金種別 | □ 普 通　　□当 座 | 口座名義人 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | 氏名 |
| 上記のとおり、出産育児一時金の支給申請をします。なお、振込先の口座名義人が申請者（世帯主）と異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、受領に関する権限を委任します。　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　竹田市長　様　　申請者（世帯主）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個人番号　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　 |

※　健康保険でいう出産とは、妊娠８５日（４ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を言います。

※　差額支給申請のときは、医療機関と交わした合意文書と出産費用の領収書を添付してください。

※　出産した被保険者が、以前加入していた職場の健康保険の資格喪失後6ヶ月以内の出産で、以前加入していた健康保険の本人の加入期間が継続して1年以上あるときは、前の職場の健康保険に申請することができます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市　の　記　入　欄 | 窓口に来た方 | □世帯主 □同一世帯員 □代理人 | 個人番号確認 | □個人番号カード □通知カード □住民票 □公簿 |
| 窓口に来た方の本人確認 | ＜写真付き1点確認＞□個人番号カード □運転免許証 □旅券 □身障手帳 □在留カード □（　 　　　　）＜写真なし2点確認＞□資格確認書等 □年金手帳 □身分証明書 □(　　 　　　　 　　 　　　) |
| 代理権の確認 | □戸籍謄本（法定代理人）□委任状 □委任状省略（同一世帯員）□本人しか持ち得ない書類（ ）　　　　　　 |
| 他法給付 | 前に加入していた健康保険からの出産育児一時金の支給（資格喪失後6月以内の出産のとき）：　有　無 |
| 添付書類 | □医療機関と交わした合意文書　□領収明細書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 差額支給額計算 | 出産育児一時金① | 直接支払制度の支給額② | 差額支給決定額（①-②） |
| 円 | 円 | 円 |